

# 新町名に関する再検討について

令和3年12月24日（金）14：00～ 第4回住居表示審議会

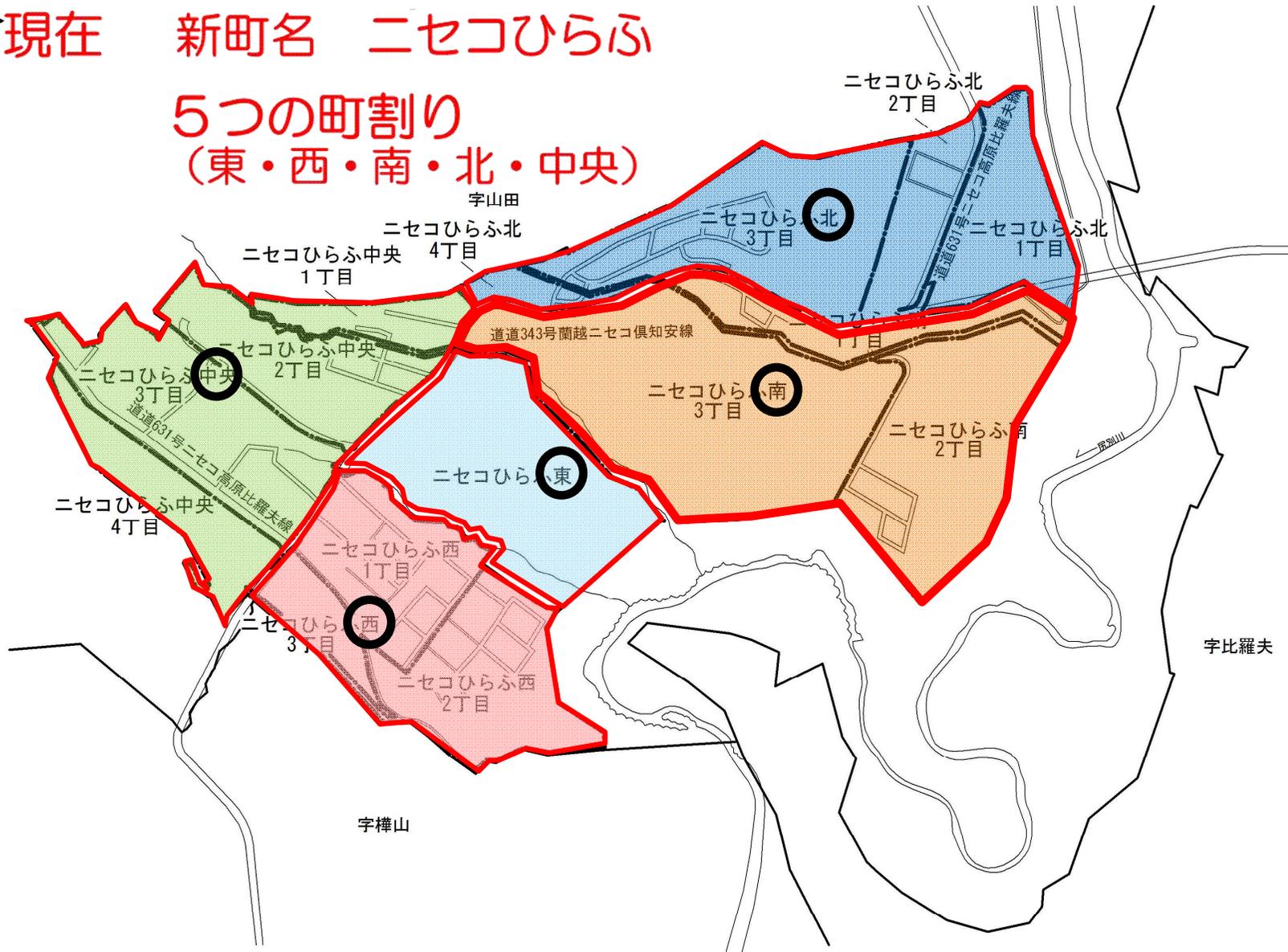
## 前回の審議会からの経過報告について

- ①令和3年10月27日 第3回住居表示審議会にて  
新町名と町割りについて決定
- ② 11月 2日 新町名と町割りについて公示開始 資料2  
公示期間 12月2日まで(30日間)
- ③ 12月 2日 住居表示に関する請願書提出 資料3  
山田地区の住民や従業員から新町名に関する再検討に  
ついて提出
- ④ 12月 2日 新町名と町割りについて公示取消し 資料4  
提出された請願書については、要件を満たして  
いないため法的に受付とはならないが、地域か  
らの声を尊重し、再度、新町名についての検討  
が必要と判断したため



現在 新町名 ニセコひらふ

# 5つの町割り (東・西・南・北・中央)



# 見直しのポイントについて

## 変更請求の趣旨

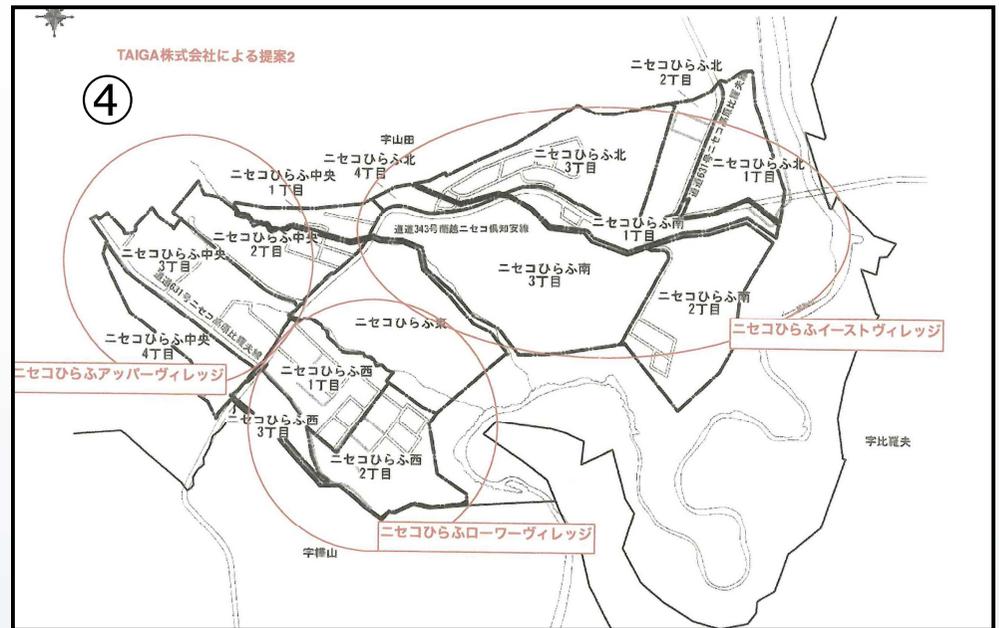
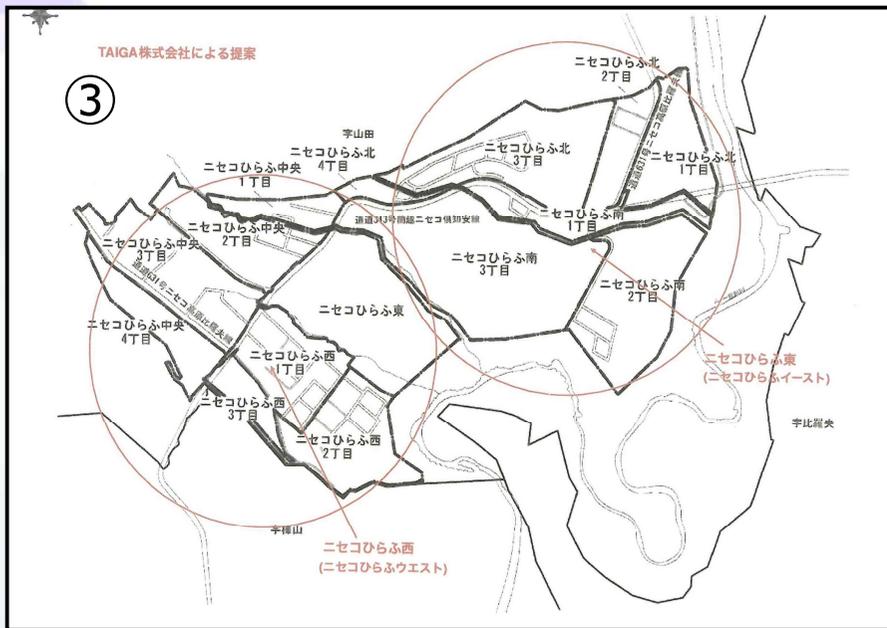
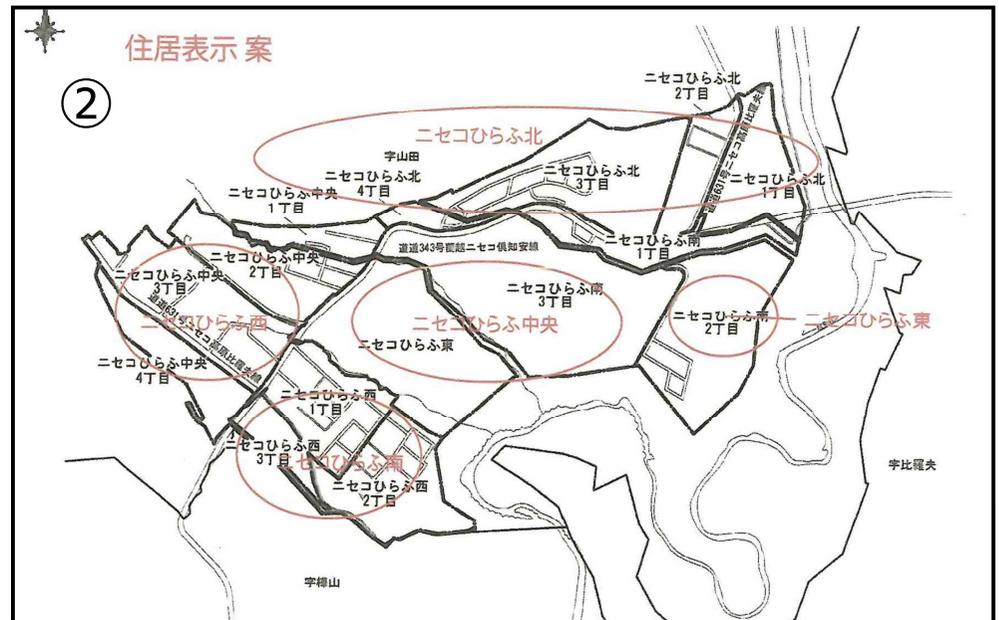
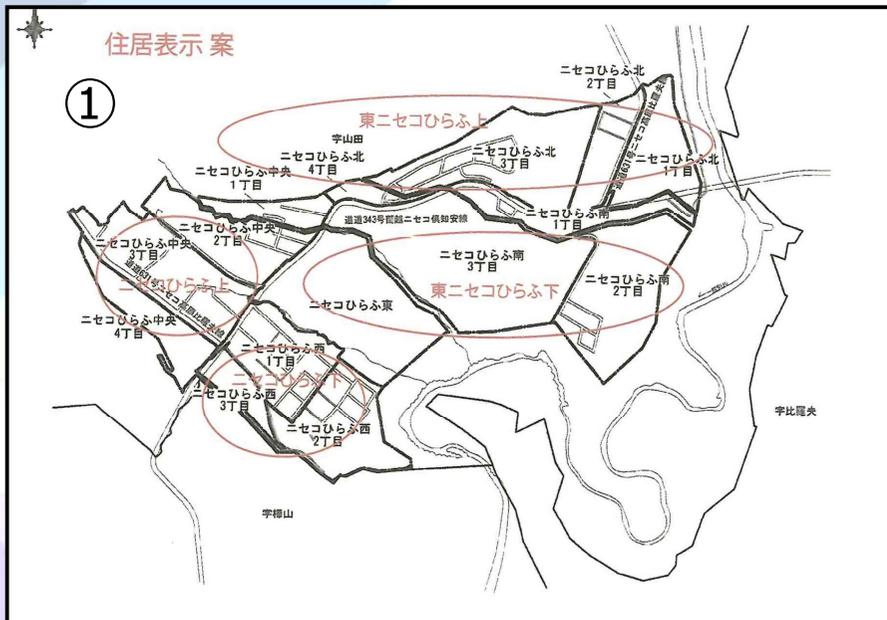
名称（東・西・南・北・中央）に対しての地図の位置が合わず分かりづらい

## 確認事項

- ① 東・西・南・北・中央 の位置について
- ② 町割りの数について

考えや方向性を確認、共有することが今日の内容です。

請願書と一緒に提出された住居表示案





今日の審議会を確認した新町名の内容を  
山田地区の住民や事業所の方々と話し合  
っていたら、次回の審議会ですべて  
いきたいと考えています。

## 新町名を付けるにあたっての注意点

- 住居表示に関する法律

第五条2

当該町又は字の名称は、できるだけ従来の名称に準拠して定めなければならない。  
これにより難いときは、できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならない。

- 戸籍法施行規則

第三十一条

戸籍の記載をするには、略字又は符号を用いず、字画を明らかにしなければならない。

問→向 摩→𠂔

☆ ? I (ローマ数字は英字のIと誤認される場合も)

# 今後のスケジュールについて

## 令和3年度

- |                |                                   |        |
|----------------|-----------------------------------|--------|
| 7月             | 住民・事業者説明会                         | (実施済み) |
| 8月             | 町名に関するアンケート                       | (実施済み) |
| 9月             | 議会へ提案（住居表示実施区域・表示方法）              | (実施済み) |
| <del>12月</del> | <del>議会へ提案（町・字の区域変更と名称変更）</del>   |        |
| 12月            | 第4回住居表示審議会                        |        |
| <del>1月</del>  | <del>住居者への通知（次年度から実施する旨を通知）</del> |        |
| 1月             | 第5回住居表示審議会                        |        |
| 1月～2月          | 公示                                |        |
| 2月～3月          | 議会へ提案（町・字の区域変更と名称変更）              |        |

## 令和4年度

- |     |   |  |
|-----|---|--|
| 7月  | 住民説明会（実施後の手続きについて）                                  |  |
| 8月  | 告示  |  |
| 9月  | 北海道知事へ報告<br>関係機関に対する通知（警察etc）<br>実施区域内の土地・建物所有者への通知 |  |
| 10月 | <b>住居表示制度開始</b>                                     |  |